

令和8年度愛媛県NPO法人活動助成事業 (協働事業助成)の募集について

県では、地域の課題解決に主体的に取り組むNPO法人の継続的かつ安定的な活動を支援するとともに、NPO活動の更なる活性化を促進するため、県民、企業、団体等からの寄附を原資とする「あったか愛媛NPO応援基金」を活用し、NPO法人に対する助成を行っています。

このたび、令和8年度において、NPO法人が多様な主体と協働して地域課題の解決に取り組む活動に対し助成する「協働事業助成」を、次のとおり募集します。

1 助成内容

名称	助成内容	助成金額	助成団体数
協働事業助成	多様な主体と協働して地域課題の解決に取り組む事業を助成	50万円以内 ／1団体	おおむね 2団体

上記のほか、令和8年度は次の助成事業を実施予定です。

人口減少対策活動助成 人口減少に関する地域課題の解決に取り組む事業に対する助成
<助成金額>70万円以内 <募集期間>令和8年4月1日～令和8年5月15日

団体支援助成 法人の管理運営又は事業活動に要する経費に対する助成
<助成金額>25万円以内 <募集期間>令和8年7月頃募集開始予定

※同一期間に募集する「協働事業助成」及び「人口減少対策活動助成」の両方に応募することはできません。いずれかを選択し、応募してください。

※同一年度内に、協働事業助成、人口減少対策活動助成及び団体支援助成（団体希望寄附を除く）の補助金を重複して受けることはできません。

【多様な主体】

NPO法人のほか、ボランティア団体、町内会や自治会等の地縁組織、企業、公益法人、社会福祉法人、学校法人、協同組合、行政など、地域課題の解決に対して関心と熱意を有し、地域づくりの担い手となり得る様々な主体をいいます。

2 対象団体等

- (1) 応募することのできる団体は、あったか愛媛NPO応援基金団体登録要綱に基づき予め基金団体の登録を受けた団体です。登録手続きがお済みでない場合は、事前に登録の申請を行ってください。

詳細は、愛媛ボランティアネット（基金団体登録）をご覧ください。

▷ https://nv.pref.ehime.jp/atakahtml/kikin_dantaitoroku_kosin.htm



- (2) 協働事業助成の補助金を受けて行う事業に、他の補助金等(例えば、愛媛県「三浦保」愛基金の補助金、国、民間団体等の設置している助成金等)を重複して充当することはできません。

3 補助対象活動

補助金の交付対象となる事業は、NPO法人が多様な主体と協働して地域課題の解決に取り組む事業であって、次に掲げるいずれの要件にも該当する活動です。

- ①営利を目的としない助け合い・支え合いの社会貢献活動
- ②新たに取り組む活動又は既に取り組んでいる活動で資金が不足している活動

4 補助対象期間

令和8年4月1日から令和9年2月28日まで

※交付決定は令和8年8月中旬～下旬頃を予定しています。

※交付決定前に実施された事業も、着手（発注等）が令和8年4月1日以降であれば、補助対象となります。

〔 事前に着手する事業について、審査の結果、不採択となった場合には、補助金を交付することはできません（自己負担となります）ので、ご注意ください。 〕

5 補助対象経費

補助対象経費は、別表「補助対象経費」のとおりです。

※事業実施のために直接必要となる経費が対象となります。

6 審査方法

民間の委員及び県職員で構成する「えひめ地域協働推進事業選考委員会」事務局において、書類審査を行った後、選考委員会において公開プレゼンテーションによる選考を実施します。選考結果をもとに、知事が補助対象団体を決定します。

○公開プレゼンテーションは令和8年7月中旬頃の実施を予定しています。

※選考に進んだ団体には、プレゼンテーションの詳細について別途お知らせします。

○選考委員会での審査の結果、補助申込額の減額や事業内容の修正、付帯意見・条件を付ける「条件付き採択」となることがあります。

〔審査のポイント〕

審査項目	審査の内容
公益性	地域社会にとって必要性が高い活動に取り組み、新たな公的サービスの担い手として積極的に活動している団体であること。
適格性 実施体制	補助対象活動の実施体制が十分整備されていると認められる団体であること。
協働の必要性 と効果	現状の課題等を認識し、協働により事業を効果的に実施することで具体的な成果が期待できること。
事業の実現性	課題の解決に向け、効率的な事業計画が立てられ、各主体の役割が明確かつ妥当にされていること。

7 提出書類

次の書類を作成し、提出してください。

（提出された書類はすべて選考委員会において公開します。）

①愛媛県NPO法人活動助成事業申込書【別紙1】

②企画提案書【別紙2】

③事業収支計画書【別紙3】

④会報誌（作成している団体のみ）※データでの提出可。紙で提出する場合は10部郵送。

⑤法人PR資料（任意提出）※A4サイズ3枚以内

提出書類の様式は、「愛媛ボランティアネット」からダウンロードできます。

◇愛媛ボランティアネット（基金助成情報）

https://nv.pref.ehime.jp/atakahtml/kikin_joseijoho.htm



8 募集期間

令和8年4月1日(水)から5月15日(金)【メールまたは郵送必着】

- ・原則メールでの提出としてください。(提出書類④会報誌(紙)を除く)
※メールでの提出が困難な場合は、事前に御相談ください。
- ・すべての応募団体について、受付のご連絡をします。提出後3日以内(土日祝日を除く)に連絡がない場合は、お手数ですが県民生活課までお問い合わせください。

9 お申込み・お問い合わせ

愛媛県 県民環境部 県民生活局 県民生活課 県民協働グループ

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

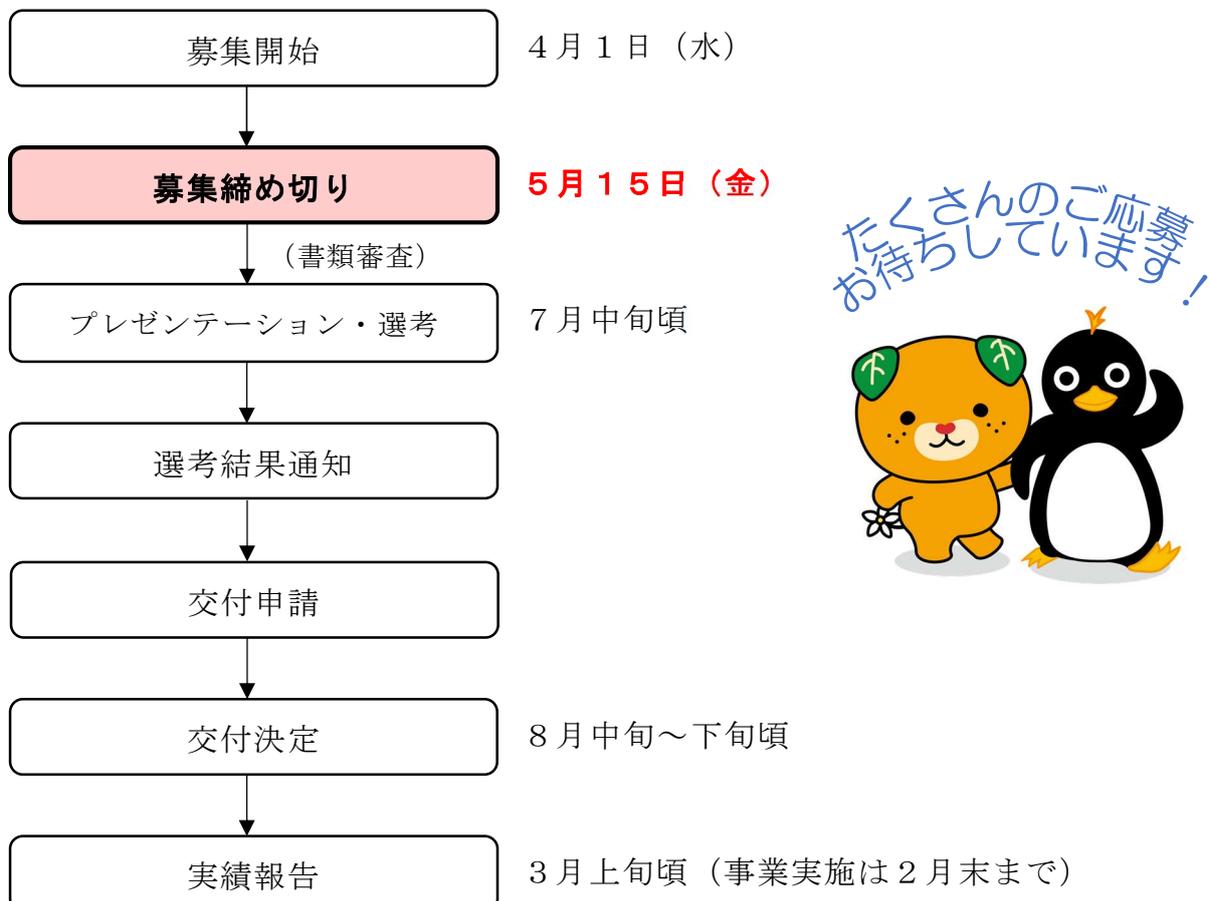
TEL : 089-912-2305

E-mail : kenminseikatsu@pref.ehime.lg.jp

10 留意事項

- ・実施事業の概要、団体名等についてはホームページ等により公表します。
- ・別途定める補助金交付要綱の規定を遵守し、適正な経理処理を行う義務を負います。
- ・「あったか愛媛NPO応援基金」を活用した助成事業として、事業終了後も活動内容の報告等について協力していただきます。
(愛媛ボランティアネットへ活動報告書を掲載、県が主催する活動報告会での発表等)

《助成事業の流れ》(予定)



補 助 対 象 経 費

◎補助対象経費は、原則として次の表の「費目」の欄に掲げる経費であって、事業実施のために直接必要となるものです。

費 目	経費の具体例
報 酬	イベント等で短期に雇用するアルバイトなどの賃金 等
報 償 費	講演会等の講師等に対する謝礼、謝礼品の購入 等
旅 費	研修会等の講師招へい、先進地視察、研修会等参加のための旅費 等
需 用 費	消耗品費(単価が5万円未満の物品購入など)、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料 等
役 務 費	通信運搬費、筆耕翻訳料、保険料 等
使用料及び賃借料	会場使用料、自動車等のレンタル料、機器等のリース料 等
そ の 他	上記以外の経費で、特に必要と認められる経費

・上記にかかわらず、以下の経費は、補助対象経費から除きます。

- ・役員報酬に要する経費
- ・土地の購入に要する経費
- ・資格の取得に要する経費
- ・販売を目的としたものに係る経費

・経費の具体例に示されているのはあくまでも例示ですので、具体例以外の経費であっても補助対象経費となる場合があります。(詳しくは、県民生活課へお問い合わせください。)

・補助対象経費は、補助対象期間内(令和8年4月1日から令和9年2月28日まで)に契約(発注)、納品及び支払いが完了するものに限りします。

・実績報告提出の際には、領収書等の写しの添付が必要となります。領収書により支出が確認できない等、用途が不明なものについては補助の対象になりません。また、令和9年3月1日以降に支払われた経費は、対象外となります。

・助成団体に決定した場合でも、選考時や実績報告書等で支出内容・方法等に疑義が生じた経費については、補助対象から除外等する場合があります。